

グランドハイメディック倶楽部（月会費型）
新旧対比表

※下線は変更部分を示します。

2023年4月1日改定

現細則	改定後細則
第4条（月会費、受診権） 1. ～5. （変更無し） 6. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）<u>および</u>身分証明書を持参し、受付時に提示することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。 7. （変更無し）	第4条（月会費、受診権） 1. ～5. （変更無し） 6. 会員もしくは会員が指名した利用者は、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）<u>または</u>身分証明書を持参し、受付時に提示することにより、会員資格で検診を受けることができます。ただし、ご予約時にご利用者を確定していただく必要があります。 7. （変更無し）

現利用規程	改定後利用規程
【ご予約の手続き】 〈検診の受付について〉 1. ～6. （変更無し） 7. 検診の受付は、指定時間までに提携先医療機関で行って下さい。また、検診受付時には、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）<u>およ</u> <u>び</u>身分証明書をご提示いただき、受診案内、問診表等をご持参下さい。 8. ～9. （変更無し）	【ご予約の手続き】 〈検診の受付について〉 1. ～6. （変更無し） 7. 検診の受付は、指定時間までに提携先医療機関で行って下さい。また、検診受付時には、本倶楽部の会員証（同機能の電磁的記録その他代替物を含みます。以下、同じ。）<u>また</u> <u>は</u>身分証明書をご提示いただき、受診案内、問診表等をご持参下さい。 8. ～9. （変更無し）